

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社忠英建設
(法人番号7130001002141)
業者の住所：京都府京都市伏見区横大路畔ノ内
102-11
- 2 指名停止措置期間：令和5年9月1日から
令和5年10月31日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社忠英建設は、令和4年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請において、既に退職した者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年6月27日、京都府知事から監督処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内